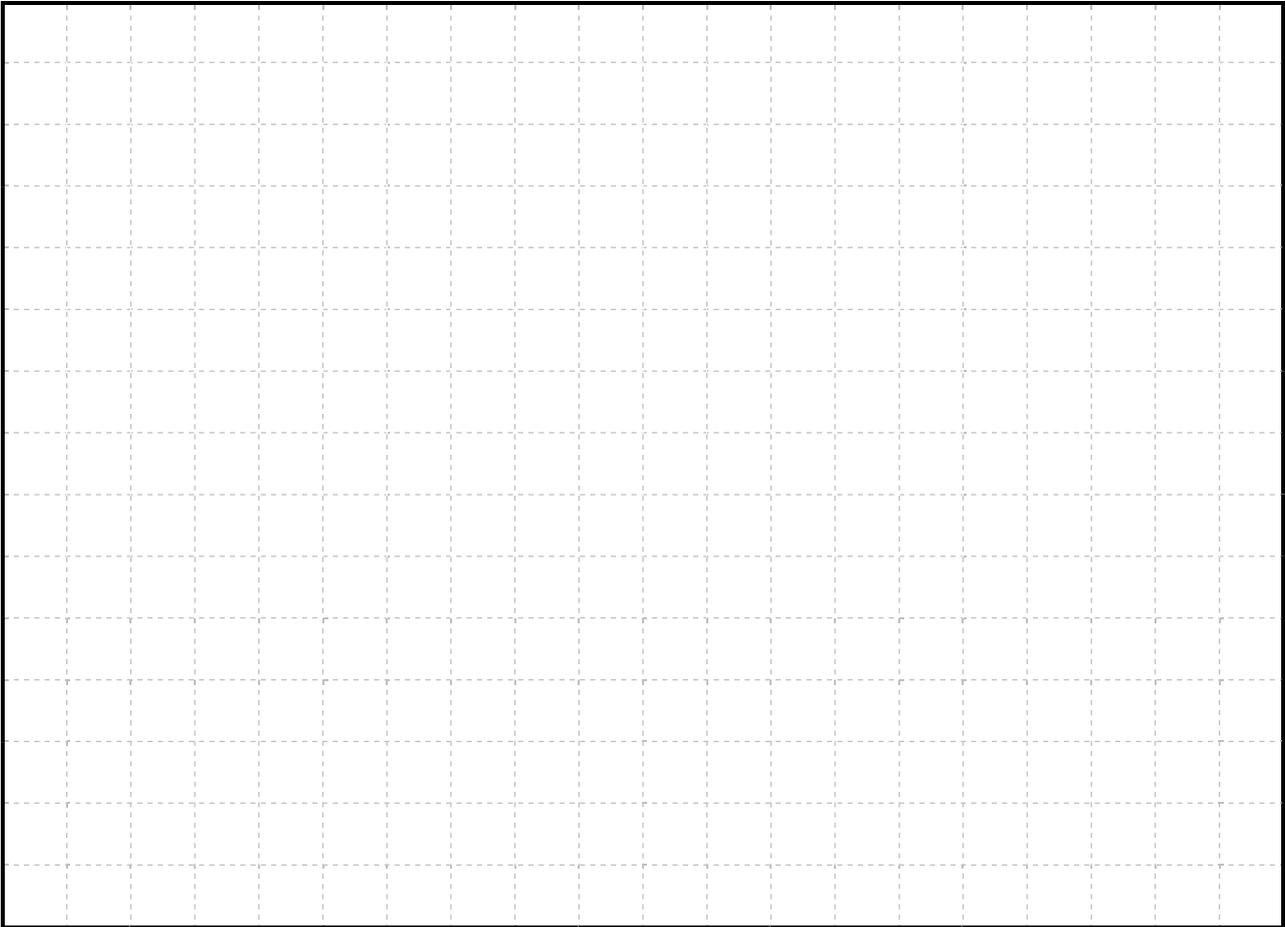




(裏面)

5 住宅用地に係る家屋の配置図 (略図)



- 1 この申告書は、変更のあった年の翌年1月31日までに申告してください。
- 2 申告書は、変更のあった年の翌年の1月1日時点（見込み）の状況で記入してください。
- 3 現在の使用状況が分かる図面及び契約書等の写しを添付してください。
- 4 申告の理由欄はアからウまでの該当する理由に○印及び該当年月日を記入してください。
- 5 対象の土地欄には1筆毎に所在地番及び地積を記入してください。対象の土地が5筆以上の場合は別紙に記入し添付してください。
- 6 対象となる住宅敷地に2棟以上の家屋が存する場合は、その内訳を別紙に記入し添付してください。
- 7 対象の家屋欄の「住居の数」は、通常の戸建て住宅では1棟の家屋につき1戸となりますが、共同住宅のように、その家屋の中に世帯が独立して生活を営むことができるように区画された部分が2以上ある場合には、その区画された部分の数（戸数）が当該家屋における「住居の数」となります。
- 8 正当な理由がなく申告をしなかった場合は、固定資産税及び都市計画税が遡って追徴されるほか、地方税法第386条及び多治見市税条例第85条の規定により、過料が科せられる場合があります。